

総務課

1. 環境再生・資源循環局の組織、予算



環境再生・資源循環局の組織



令和4年度 環境省・資源循環局予算の概要 (単位は億円)



単位：億円	令和3年度 補正予算額	令和3年度	令和4年度	
		当初予算額	当初予算	前年度比
【一般会計】				
一般政策経費等	646	449	444	99%
【エネルギー対策特別会計】				
エネルギー対策 特別会計	50	393	355	90%
【小計】				
一般会計+エネ特	696	842	799	95%
【東日本大震災復興特別会計】				
(復興庁一括計上)	-	3,537	3,363	95%
【合計】				
合計	696	4,379	4,163	95%

令和4年度 環境再生・資源循環局 重点施策一覧 (単位は百万円)



事 項	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額
東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組 (1) 環境再生に向けた取組等の着実な実施			
中間貯蔵施設の整備等【復興特】	198,106	187,241	
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	27,087	25,264	
特定復興再生拠点整備事業【復興特】	44,461	63,705	
放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】	63,776	76,797	
東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組 (2) 未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～			
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】	500	500	
「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行 (1) 循環経済への移行の加速化			
循環経済移行促進事業	521	441	
デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業【エネ特】	300	200	
脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業【エネ特】	400	400	
廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業【エネ特】	2000	2000	
リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	256	275	
プラスチック代替素材への転換・社会実装支援 (脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業)【エネ特】	3,600	3,600	
プラスチック省CO2型高度リサイクル等設備導入支援 (脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業)【エネ特】	5,000	4,300	5,000
プラスチック資源循環等推進事業費	260	194	
使用済み製品等のリユース等促進事業	82	25	
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	127	127	
食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業	127の内数	0	
「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行 (2) レジリエントな廃棄物処理体制の構築			
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業	305	296	609
災害等廃棄物処理事業費補助金	200	200	
廃棄物処理施設災害復旧事業費補助	30	30	
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	49,442	54,128	47,600
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	60	60	
感染症等に対応する強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築支援業務	37	47	
浄化槽の整備【一部エネ特】	10,413	10,413	500
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	4,138	4,554	3,362
「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行 (3) 環境外交の強化 脱炭素インフラの海外展開			
循環産業の海外展開支援基盤整備事業	396	441	
アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	93	93	

循環型社会推進室

1. 循環型社会形成の推進について

(1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成25年5月の第三次循環基本計画閣議決定から5年近くが経過したため、平成30年6月19日に第四次循環基本計画を閣議決定した。構成としては、

1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組
（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）
 2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
 3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 4. 適正処理の更なる推進と環境再生
 5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
 7. 循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等
- の7項目に基づき策定した。

これらの方向性の実現に向けて、おおむね2025年における数値目標を設定するとともに、国が講ずべき施策を示している。

地方公共団体におかれても、第四次循環基本計画及び本文に記載した「各主体の役割」のうち「地方公共団体に期待される役割」等を踏まえた施策展開をお願いしたい。

<参考資料>

循環型社会形成推進基本計画

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

第四次循環型社会形成推進基本計画に定める将来像・目標値

将来像		持続可能な社会づくりとの統合的な取組			
		<ul style="list-style-type: none"> ✓誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓環境、経済、社会的側面を統合的に向上 			
将来像	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
	<ul style="list-style-type: none"> ✓地域の資源生産性向上 ✓生物多様性の確保 ✓低炭素化 ✓地域の活性化 ✓災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
		循環分野における基盤整備			
		<ul style="list-style-type: none"> ✓情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 			
目標値			2000年度	2015年度	2025年度目標
		資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）
		入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）
		出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）
		最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）
		（ ）内は2000年度比			

第四次循環型社会形成推進基本計画における国の取組

国の取組		持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
		<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 				
国の取組	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属（都市鉱山の活用） ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 	
		循環分野における基盤整備				
		<ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発等（廃棄物分野のIT活用） ○人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン） 				

(2) 循環経済工程表の策定について

循環基本計画においては、2年に1回程度、着実な実行を確保するため、中央環境審議会において、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされている。本計画の点検については、平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」の点検における分野別の点検としても位置付けられており、点検結果の概要については、総合政策部会に報告され、第五次環境基本計画の評価・点検の一環ともなる。

第1回の点検においては、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の3つの重点点検分野の進捗状況について評価及び点検を実施したほか、廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症への対応についても部会で議論の上、報告書として令和2年11月に取りまとめた。

令和3年4月に、日本として、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正では、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化した。これらを踏まえて、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画（温対計画）が改定され（令和3年10月22日閣議決定）、地球温暖化対策の基本的考え方のひとつとして環境・経済・社会の統合的向上の考え方が示され、その中で3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行が位置づけられた。加えて、目標達成のための対策・施策のうち、廃棄物分野におけるエネルギー起源・非エネルギー起源二酸化炭素、一酸化二窒素及びメタンについての対策・施策の1つとして、循環経済工程表の今後の策定に向けた具体的検討が定められた。

また、令和3年8月には、中央環境審議会循環型社会部会において「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を議論しており、「循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることを踏まえたものとなるよう、まずは『2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方』を整理した本中長期シナリオ案を出発点に、製造、流通、販売、消費・使用、廃棄等のライフサイクル全般での資源循環に基づく脱炭素化の可能性について、各分野と意見交換を進めることが重要」としたところ。

これらを踏まえ、今般実施した第四次循環基本計画の第2回の点検では、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を重点点検分野と設定するとともに、これと密接に関連する分野（持続可能な社会づくりとの統合的取組、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、適正処理の更なる推進と環境再生、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進など）につ

いても評価・点検を行うこととした。また、重点点検分野以外の第四次循環基本計画記載事項についても、必要な評価・点検を行うこととした。

評価・点検結果については、温対計画の記載も踏まえ、今後の方向性において循環経済工程表として取りまとめることとしている。

2050年を見据え、持続可能な社会を実現するため、循環経済アプローチを推進することによる循環型社会の方向性を示し、これに基づきライフサイクル全体での資源循環に基づく脱炭素化の取組の推進を図っていく。

第四次循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定



背景

▶現行の**第四次循環基本計画**に、2年に1回程度、計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を行うことが明記。
▶令和3年10月22日に改訂された**地球温暖化対策計画**に、「サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行う」と記載。
▶令和3年8月の循環部会で議論された**廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)**に、ライフサイクル全般での資源循環に基づく脱炭素化の可能性について、各分野と意見交換を進めることが重要と記載。

概要

- ・循環計画のうち「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を重点点検分野と設定するとともに、これと密接に関連する分野（持続可能な社会づくりとの統合的取組、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、適正処理の更なる推進と環境再生、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進など）について、点検評価を行うもの。
- ・現行の**第四次循環基本計画の進捗点検**の評価・結果について、**循環経済工程表**として取りまとめる。
- ・案の事前検討段階から広く国民の意見を反映させるために**パブリックコンサルテーション**を実施した上で、循環部会で審議を進め、本年夏頃目途に取りまとめる。

スケジュール（見込み）

12/9 循環型社会部会 : 第四次循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について
1/18 ~2/28 : 事前意見募集
3/16 : ワークショップ
4/5 循環型社会部会 : 要素(案)、「国の取組に係る進捗状況表」の審議
5,6月頃 循環型社会部会 : 取りまとめ案の審議
(パブリックコメント)
夏頃 循環型社会部会 : 取りまとめ

33

<参考資料>

中央環境審議会循環型社会部会（第41回）議事次第・資料

https://www.env.go.jp/council/03recycle/post_234.html

(3) 積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。今年6月に公表した「環境・循環型社会・生物多様性白書」では、循環型社会の基本的な考え方を振り返り、循環型社会の実現に向けた課題を整理するとともに、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、①地域循環共生圏の形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を記述した。白書は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>) にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、第四次循環基本計画に基づき“限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。”をキーメッセージとした“Re-Style”を展開している。

同事業では、循環型社会のライフスタイルを“Re-Style”と提唱し、資源の重要性や3Rへの共感、行動喚起等を目指したWebサイト (<http://www.re-style.env.go.jp/>) による情報発信と、イベントや店頭展開などの取組を平行して実施している。

今年度も、引き続き、コアターゲットである若年層の関心カテゴリーに着目したコンテンツを発信していくとともに、消費者向け3R行動喚起事業「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等にて実施する予定である。

今年度も10月の3R推進月間に合わせて、3R推進全国大会を10月にオンラインにて開催する予定である。

今後とも3Rに関する情報発信や態度変容に向けた行動喚起について地方公共団体の御協力をお願いしたい。

※ 3R活動推進フォーラム

我が国でゴミゼロ社会作りに取り組んできた「ゴミゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展し、平成18年1月、新たに「3R活動推進フォーラム」として発足した。

同フォーラムは、会員による3Rの取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での3Rと循環型社会づくりの具体的活動を進めるとともに、我が国での経験と成果を世界に向けて発信していくこととしている。上記全国大会

のほか、セミナー、3R促進ポスターコンクール、関係団体との各種連携事業、循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の推薦などを実施している。

すでに全都道府県を含め73の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラム (<https://3r-forum.jp/>) への積極的な参画・協力をお願いしたい。

2. 3Rイニシアティブ推進と循環産業の国際展開支援

(1) 3Rイニシアティブの国際的な展開

グローバルな経済成長と人口増加に伴い、廃棄物の発生量が急増している。また、リサイクルなどを目的にした循環資源の国際移動に伴う環境汚染などが懸念されている。新興国では、リサイクル制度の整備が不十分であったり、運用面で課題があったりする例も存在する。こうした状況において、我が国は、国内における廃棄物・リサイクル対策の実績を基に、国際的な循環型社会の構築に向けて積極的に貢献していく必要がある。

こうした中、平成16年のG8シーアイランドサミット（米国）において、我が国の提案を受け、3Rを国際的に推進する「3Rイニシアティブ」の開始が合意された。その後も、平成20年のG8神戸環境大臣会合における「神戸3R行動計画」の合意、それに基づく平成23年の「G8及びOECD諸国における資源生産性」の報告書発表、同年の国連持続可能な開発委員会の会期間会合（CSD19）で設立が指示された「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ」の発足等、国際的な3Rの取組が進んできた。

平成27年の国連サミットにおいては、地球サミット（平成4年）で採択されたアジェンダ21及びリオ+20（平成24年）での決定事項や、ミレニアム開発目標（MDGs）の評価を踏まえ、2030アジェンダが採択された。アジェンダで掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）では17のGoalを設定しており、そのうちGoal12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.3 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」が掲げられている。我が国としても、循環型社会を形成することで、2030年までにこれらの目標を達成していく必要がある。

【G7】

平成27年のG7エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言の中で資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーがベストプラクティスを共有するフォーラムとして、「資源効率性のためのG7アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年ワークショップが開催されている。

平成 28 年に開催された G 7 富山環境大臣会合においては、国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネル (IRP) による統合報告書と、それを補完する OECD による政策ガイダンスが発表された。UNEP-IRP の統合報告書には、資源効率性の向上は、パリ協定や持続可能な 2030 アジェンダの実現にとって不可欠であるとともに、経済成長や雇用の創出にも寄与するといった内容が盛り込まれている。

なお、UNEP-IRP は天然資源の利用による環境への影響の科学的評価等を行うパネルとして平成 19 年に創設され、金属のリサイクル率、天然資源の利用やその環境に対する影響と経済成長との間のデカップリングなど、世界の資源管理に関する科学的報告を発出している。

さらに、G 7 富山環境大臣会合においては、コミュニケ附属書として「富山物質循環フレームワーク」が採択された。同フレームワークでは、G 7 として「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むこととしている。SDGs 及びパリ協定の実施に向けて国際的に協調して資源効率性や 3 R に取り組むという強い意志を示した、世界の先進事例ともいえるべき国際的枠組となっている。

平成 29 年 6 月には、G 7 ボローニャ環境大臣会合のコミュニケ附属書として「ボローニャ・5 ヶ年ロードマップ」が採択された。同ロードマップは、富山物質循環フレームワークを踏まえ、G 7 各国が率先して実行すべき具体的な行動が示された。

平成 30 年 6 月にカナダ・ケベック州にて開催された G 7 シャルルボワ・サミットにおいて発出されたコミュニケにおいては、「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」を承認し、海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋プラスチックごみやその他の海洋ごみに対処するとされた。

令和元年 5 月の G 7 メッス環境大臣会合のコミュニケでは、資源効率性に関する政策の重要性を認識するとともに、企業が果たす重要な役割を強調し、民間部門及び社会全体で資源効率を促進するための適切な施策、アプローチ、及びパートナーシップを確立することを目指すこととされた。

令和 3 年 5 月の G 7 気候・環境大臣会合 (オンライン開催) では、国内外共通でグローバルな企業や金融界等の自主的な対応を促すために「循環経済及び資源効率性の原則」を策定することを日本が提唱し、コミュニケに盛り込まれた。

令和 4 年 5 月の G 7 気候・エネルギー・環境大臣会合 (ベルリン) では、「ボローニャ・5 ヶ年ロードマップ」の結果を受けて、今後 3 年間の作業計画を「ベルリン・ロードマップ」として更新した。

ベルリン・ロードマップ

- G7気候・エネルギー・環境大臣会合（2022年5月26-27日）のコミュニケ附属書として採択。
- 富山物質循環フレームワーク（2016年）を受け、資源効率性・循環経済に関するG7の最初の作業計画（ポーニャ・ロードマップ）に続く3か年計画（2022年～2025年）。
- NDC・生物多様性目標の達成のために循環経済への移行が不可欠との共通理解のもと、G7及びその他のステークホルダーと共同して資源効率性・循環経済を推進。
- 資源効率性と循環経済は、特に重要鉱物に関するサプライチェーンの強靱性・持続可能性を高める上で重要な役割を果たすこと等を強調。

新規の主な活動

- 「循環経済及び資源効率性の原則」※1の策定 ※2
 - 脱炭素やITに不可欠な重要鉱物の資源循環 ※2
 - NDC達成等に資する資源効率性・循環経済の活用
 - 廃棄物分野の脱炭素化 ※2
 - 製品の機能見直しを含めた軽量化
 - 資源循環における効果的な化学物質管理
- ※1 グローバルな企業や投資家に対して、マテリアリティに応じて経営戦略やビジョンに、循環経済への移行や資源効率性の向上を位置付けていくことを求めることで、企業・金融界の自主的な取組を推進するもの。
- ※2 日本がリード国又は共同リード国となっている活動

影響が大きい部門

- 建設と建築
- 食品ロス・廃棄物
- 情報通信技術と電子機器
- 運輸
- プラスチック
- 繊維とファッション
- 廃棄物管理、リサイクル技術、廃棄物の越境移動



【G20】

平成 29 年 7 月の G20 ハンブルクサミット（ドイツ）の首脳宣言では、「G20 資源効率性対話」の設立が合意された。本対話では、ライフサイクル全体にわたる天然資源利用の効率性、持続可能性の向上や持続可能な消費生産形態の促進に向け、グッド・プラクティスや各国の経験を共有することとしており、同年 11 月にベルリン（ドイツ）で設立総会が開催され、平成 30 年 8 月にはプエルト・イグアス（アルゼンチン）で第 2 回会合が開催された。

令和元年 6 月に軽井沢で開催された関係閣僚会合では、G20 資源効率性対話における取組を評価し、日本が議長国を務める同対話の会合で同対話のロードマップを作成することに合意した。同月に大阪で開催されたサミットの成果文書「G20 大阪宣言」には、資源効率性向上が、SDGs 達成、及び、広範な環境問題に対処し、競争力及び経済成長を向上し、資源を持続可能な方法で管理し、雇用を創出することに貢献することへの認識と、上記ロードマップ策定への期待が盛り込まれた。同年 10 月には関係閣僚会合のフォローアップとして、G20 資源効率性対話・G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合及び関連イベントが開催され、関係閣僚会合にて合意された G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づき、第 1 回目の各国の対策・優良事例について報告・共有を行い、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、相互学習等を通じた対策・施策の推進を確認した。同会合成果として、各国の対策・優良事例に関する報告書及び資源効率性に関する

るロードマップ、今後の取組等に関する議長サマリーが策定された。

【WCEF】

平成 29 年にヘルシンキ（フィンランド）で開催された世界循環経済フォーラム（WCEF）を、平成 30 年 10 月 22 日～23 日に、日本国環境省及びフィンランド政府イノベーション基金（SITRA）の主催の下、「世界循環経済フォーラム 2018」として横浜で開催した。本フォーラムでは、64 か国、1,000 名以上の方々が参加する中、循環経済に関する世界中の好事例の紹介や、SDGs の達成に向けた循環経済の役割等について議論が行われた。その後も毎年フォーラムが開催されている。

【GACERE】

令和 3 年 2 月に「循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）」が発足し、世界各国が連携して循環経済への移行に取り組む体制が構築された。GACERE には令和 4 年 6 月時点で日本を含む 15 か国・機関が参加しており、年 1 回のハイレベル会合が予定されている。

今後、G7・G20 の成果、WCEF・GACERE における議論等を踏まえつつ、我が国の循環経済・3R に関する国際的な情報発信を進めていく必要がある。

(2) アジア太平洋地域における 3 R イニシアティブ

アジア太平洋地域における国際的な取組も進んでいる。

平成 21 年に、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や 3 R の推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関、援助機関といった多様な関係者が協調して取り組む基盤となる「アジア 3 R 推進フォーラム」が、我が国の提唱により設立された。同フォーラムの下で、政府間会合の定期的開催によるハイレベルによる政策対話の実施、各国の 3 R プロジェクト実施への国際機関の支援推進などが進められており、同地域における 3 R・循環経済を推進するための幅広い関係者の協力の基盤となっている。

平成 25 年 3 月にハノイ（ベトナム）で開催された第 4 回会合では、2013 年から 2023 年におけるアジアの持続可能な 3 R 目標を明記した「ハノイ 3 R 宣言」を採択した。第 5 回会合（平成 26 年、インドネシア）からは、「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」に名称を改め、第 8 回会合では、アジア・太平洋地域の 3 R に関する情報を取りまとめた「アジア・太平洋 3 R 白書」が発表された。第 10 回会合（令和 2 年 11 月～12 月、ウェビナーシリーズ）からはアジア・太平洋地域における循環経済の取組を推進すべく、名称を「アジア太平洋 3R・循環経済推進フォーラム」に変更した。本会合は「コロナ禍での SDGs 達成に向けたアジア太平洋地域での循環経済推進」を全体テーマとし、アジア太平洋島嶼国 30 か国の政府関係者をはじめ、国際機関及び援助機関、民間企業、NGO などから 250 名以上が参加した。本会合においては、アジア太平洋地域におけるプラスチック廃棄物問題の概要をまとめた「プラスチック廃棄物レポート」が採択された。次回会合は 2023 年に開催予定であり、同年に失効を迎える「ハノイ 3 R 宣言」の後継としての新たな 3 R・循環経済の目標及び「アジア太平洋 3 R 白書」の続編となる「アジア太平洋 3 R・循環経済白書」の内容等について議論する予定。

(3) アフリカにおける3Rイニシアティブ

アフリカについては、平成29年4月に我が国の他アフリカ24か国や国際機関から150名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立した。本プラットフォームは、アフリカ開発会議（TICAD）VIにおける廃棄物セミナー（平成28年）での議論を踏まえて、環境省、国際協力機構（JICA）、UNEP、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより設立された。都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指している。

平成30年6月には、ラバト（モロッコ）で第1回全体会合を開催し、アフリカの32か国、38都市、関係者含め、合計250名以上の参加を得て、モロッコにおける廃棄物管理、SDGsの達成に向けたデータ収集や官民連携、アフリカにおけるファイナンス等について議論を行った。

令和元年8月26日～27日には、TICAD7の公式サイドイベントとして第2回全体会合を横浜で開催し、アフリカ38か国の参加を含む約400名が参加した。本会合では、「レジリエントな都市の実現に向けた持続可能な廃棄物管理」をテーマに、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換や、アフリカ各国からの参加者にアフリカでの事業展開に関心を有する日本企業を紹介するセッション等を行うと共に、ハイレベルセッションで表明された取組等を踏まえて、本会合の成果文書としてACCPの今後の活動の方向性を示す「ACCP横浜行動指針」が採択され、TICAD7にインプットされた。今後とも、同プラットフォームや同行動指針を通じ、アフリカ諸国への支援を進めていく予定である。令和3年からは、UN-HABITAT（国連人間居住計画）がACCP事務局を担い、環境省にてその活動を支援している。

なお、今年7月25日～29日に、第3回ACCP全体会合を完全オンラインで開催予定である。また8月27～28日にTICAD8がハイブリッド方式（チェニス）で開催される予定である。

モザンビーク・マプト市の最終処分場においては、福岡方式（廃棄物処分場の準好気性埋立方式）の適用を含むウレネ最終処分場の安全閉鎖に向けたプロジェクトを実施し、令和2年10月に第1期工事の完工式を実施した。また、令和2年12月に無償資金援助（ウレネ処分場の安全閉鎖にむけた重機の供与）のE/Nが締結された。これらマプト市・ウレネ最終処分場の安全閉鎖に向けた事業は、ACCPのモデルプロジェクトとして位置づけ、アフリカ各国にお

る福岡方式のさらなる導入拡大につなげていく。

(4) 廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国においては、経済成長によりもたらされる廃棄物問題や公害問題の影響を回避するために、先進国の教訓を活かし、優れたインフラを早期に導入・普及することにより公害被害や対策のコストを減らし、トータルの環境対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す必要がある。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」(平成 29 年度改訂版)において、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられたのを踏まえ、平成 29 年 7 月、環境省において、インフラシステム輸出戦略の環境関連部分を具体的かつ総合的に進めるために「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

この戦略において、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとしては、日本事業者による実現可能性調査 (Feasibility Study ; FS) 支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修、多国間での協力基盤の場の設定・活用、高度な技術の導入による長期的な環境負荷低減・経済効果分析及び地域の循環産業基礎データの整備・発信を進めることとしている。

さらに平成 30 年 6 月 7 日には「インフラシステム輸出戦略 (平成 29 年度改訂版)」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略 (平成 30 年度改訂版)」も決定された。

令和 2 年 12 月 10 日には、新型コロナウイルスの感染拡大を受け医療・保険体制充実への関心が高まったことや、今後の世界全体で社会の変革やデジタル化、脱炭素化が加速すると見られるところ、従来とは異なるインフラニーズに対応することを目的とし、「インフラシステム海外展開戦略 2025」が決定された。

令和 4 年 4 月、中央環境審議会炭素中立型経済社会変革小委員会において、資源循環インフラ・技術の海外展開の具体的なアプローチとして、廃棄物発電、福岡方式 (準好気性埋立処分)、金属資源の国際循環が盛り込まれた。

これらの戦略の一環として、民間企業の更なる海外展開を後押しするべく、環境インフラの海外展開に積極的に取り組む民間企業や各関係者の活動を支援する「環境インフラ海外展開プラットフォーム (JPRSI)」を令和 2 年に設立した。


令和 3 年 6 月 15 日、二国間クレジット制度 (JCM) を通じて、廃棄物発電施設を含む環境インフラの海外展開を一層強力に促進するため、「脱炭素インフラライニシアティブ」が策定された。2030 年度までに官民連携で GHG 排出削減

量累計1億トン程度(事業規模最大1兆円程度)を目指すことが盛り込まれている。


今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していくこととしている。自治体の皆様におかれても、循環産業の海外展開に向け、是非御協力をお願いしたい。

b. 国際展開・国際協力(3) 資源循環インフラ・技術の海外展開

廃棄物発電、埋立処分場管理(メタン排出抑制)、金属資源の国際循環



- 途上国における廃棄物の不法投棄・不適正処理、公衆衛生の悪化を改善しながら、**経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるためにも不可欠。**
- 公衆衛生の改善及び脱炭素移行の観点から、途上国の状況に応じて、**日本の廃棄物発電や、低メタン排出型の準好気性埋立処分場等の優れた技術を展開**する。また、日本の金属リサイクル技術・拠点と高いシェアを生かして、**国内外のE-スクラップ(基板、マフラー、バッテリー等)からの重要鉱物(希少金属)の回収を推進**する。

取組事例	具体的なアプローチ
<ul style="list-style-type: none"> ■ インドネシア西ジャワ州で、JICAと協力して官民連携(PPP)方式による廃棄物発電の第1号案件を支援。 →成功モデルとしてインドネシア国内で市場創出。 ■ モザンビークの首都マプト市において、福岡方式による処分場の改善工事を実施。 →「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」を通じて展開 	<p>【廃棄物発電】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公衆衛生の改善、海ブラ汚染の低減、さらにはメタン削減及び再生創出により温室効果ガス削減にも貢献する廃棄物発電の海外展開を促進 <p>【福岡方式による埋立処分場管理(メタン排出抑制)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ごみ処分場からのメタン排出抑制につながる、準好気性の埋立処分場技術「福岡方式」の海外展開を促進 <p>【金属資源の国際循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本の精錬施設をアジアの拠点として、E-スクラップから効率的に金属資源を回収することで、急増する需要に対応。日本の希少金属資源確保にも寄与。

(5) 廃棄物・リサイクル分野における国際協力の取組

環境省では、国際的な3Rイニシアティブやインフラ輸出戦略を踏まえ、我が国循環産業の海外展開支援を行っている。具体的には、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度のパッケージとしての提供を進めている例えば、インドネシア、ベトナム、フィリピン、マレーシア、サウジアラビア及びカタールとの間で、毎年政策対話・廃棄物管理合同委員会・二国間ワークショップを実施している。

そのほか、途上国において「ジャパン環境ウィーク」を設定し、政務またはハイレベルも出席して我が国の環境技術等を紹介している。平成30年1月に「日本・ミャンマー環境ウィーク」、平成31年1月9日～11日に「日本・ベトナム環境ウィーク」、令和2年1月14日～16日に「日本・タイ環境ウィーク」、令和3年1月14、15日に「日本・インドネシア環境ウィーク」、を開催した。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICAによる開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICAの実施する調査等についても必要な協力を行っている。JICAの実施する専門家養成研修への積極的な参加についても御協力をお願いする。

訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、ア

アジア諸国やケニア、モザンビーク等世界各国より平成23年度から令和3年度にかけて合計延べ585名が参加した。

また、我が国の循環産業の国際展開計画事業についてのFSへの支援、海外情報の収集と国内事業者への提供、我が国循環産業及び技術に関する海外への情報発信等を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の自治体がある、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウが求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、地方公共団体の取組との連携及び相手国との地方公共団体間連携を図っていくことが有効である。このため、環境省は、廃棄物管理分野に関する地方公共団体による国際協力推進ネットワークを立ち上げたところであり、今後とも各自治体の御参加・御協力をお願いしたい。

環境省の廃棄物分野における国際協力と循環産業の国際展開



- ・ 途上国の廃棄物発生量は今後とも増加。不適切な廃棄物の管理は、生命や生活に大きな影響。
- ・ 一方、我が国は、優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度を築き上げてきた。

成長戦略、骨太の方針及びインフラシステム輸出戦略において、廃棄物処理のノウハウ・技術の国際展開が位置付けられる等、政府として廃棄物処理の国際展開を推進。

- ・ **我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして提供**

一 国 間 協 力

制度整備等の支援例

【ベトナム】
廃棄物管理及び3Rに関する
合同委員会の開催

【フィリピン】
廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等

【モザンビーク】2019年2月、土地・環境・農村
開発省と都市廃棄物分野における協力覚書を締結



【主な取組状況】

ミャンマー及びベトナムにおける
JCM資金支援事業による廃棄物焼却
発電施設の設計・建設

- ・ ヤンゴン市：60 t/日の廃棄物発電
が2017年に竣工
- ・ バクニン省：500 t/日の
廃棄物発電が2022年1月より着工



インドネシアでの廃棄物発電導入支援プログラム

- ・ 廃棄物発電に係る技術ガイドライン策定、廃棄物管理研修及び日尼合同委員会開催等、包括的な支援を実施
- ・ 西ジャワ州でPPPによる廃棄物発電プロジェクトを支援。

「アフリカのきれいな街プラットフォーム」

- ・ 廃棄物管理に関する知見の共有とネットワーク等を実施
- ・ 環境省・JICAが中心となり、2017年に設立
- ・ 2020年、モザンビーク・マプト市の最終処分場で、福岡方式を適用した改善工事（フェーズ1）が完了



多 国 間 協 力

アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム

- ・ 第10回会合を2020年11月24日～12月22日の間に、計6回、オンライン会議形式にて開催。アジア諸国・太平洋島嶼国等（30か国）の政府関係者、国際機関、業界団体、研究者及びNGOなどから約250名が参加。

3. 大阪湾フェニックス計画について

都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在 169 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿2府4県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約6割、産業廃棄物の最終処分量の約3割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

令和3年度末には、現在稼働している4つの処分場の計画容量の約84%が埋め立てられており、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業実施に向け、環境影響評価法に基づく手続きが進められ、令和4年3月から環境影響評価書の公表並びに縦覧を実施した。

災害廃棄物の受入れについては、平成7年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物約280万トン、平成16年の台風23号による災害廃棄物を兵庫県下4市町から約2,400トン、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物約2万6,000トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要があるとあり、令和元年度から大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の基本条件の検討を行っている。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。